

第2号様式

(表)

第	号
立 入 検 査 証	
官	職
氏	名
船舶安全法第二十五条の四十第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
管海官庁	印
年 月 日	発行
年 月 日	限り有効

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

船舶安全法抜粋

(報告及び検査)

第二十五条の四十 国土交通大臣は、この法律、海洋汚染等防止法 又は小型船舶登録法 を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9センチメートル

6センチメートル